

T A B U S E

広報たぶせ

Public Relations No.981



6

2018

笑顔と元気あふれる住みよいまち 田布施

一田布施中学校 職場体験

【 国民健康保険税について 】

国民健康保険は世帯単位で加入し、世帯主が納税義務者になります。世帯主が加入者でない場合でも世帯に加入者がいる場合、納税義務者は世帯主になります。

国民健康保険税には、医療保険分・後期高齢者医療支援分・介護保険分があります（介護保険分は40歳から64歳の被保険者が対象）。それぞれに被保険者などの所得に応じた所得割、世帯の被保険者数に応じた均等割、世帯毎の平等割があり、これらを合計して税額を算出します。

■平成30年度 国民健康保険税の税率および計算方法

内訳	計算方法	税率など		
		医療保険分	後期高齢者医療支援分	介護保険分
所得割額	(平成29年中の総所得金額等－基礎控除33万円)×税率	7.6%	2.1%	2.3%
均等割額	被保険者1人あたり	24,000円	7,000円	15,000円
平等割額	1世帯あたり	24,000円	7,000円	
保険税年額	所得割＋均等割＋平等割 (ただし、賦課限度額まで)	賦課限度額 58万円	賦課限度額 19万円	賦課限度額 16万円

※平成30年度は、医療保険分の賦課限度額が58万円に改定されました。

◇40歳、65歳、75歳になる人へ

- ・介護保険分は、40歳から65歳到達月までで算定しています。65歳到達後は、介護保険制度から通知します。年度途中の40歳到達者は、到達後に算定し通知します。
- ・年度途中で75歳になる人は、あらかじめ75歳到達までで算定しています。75歳到達後は、後期高齢者医療制度から通知します。

■国民健康保険税の軽減・減免について

◇均等割額・平等割額の軽減制度（申請不要）

世帯主および被保険者の前年所得が一定の基準以下の場合、均等割額・平等割額の軽減制度があり、条件により2割・5割・7割の軽減割合となります。

◇後期高齢者医療制度に伴う経過措置（申請不要）

保険料の軽減世帯のうち、被保険者が後期高齢者医療制度に移行する世帯で、世帯構成や収入が変わらない場合、これまでと同様の軽減を受けることができます。

また、後期高齢者医療制度に移行したことにより国民健康保険の被保険者が1人になる場合、5年間は平等割額が2分の1、その後変更がない場合、3年間は平等割額が4分の3となります。

◇被用者保険から後期高齢者医療制度に

移行する場合（申請が必要）

被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する人の被扶養者で、65歳から74歳の人が新たに国民健康保険に加入する場合、申請による減免措置があります。

◇非自発的失業者の軽減（申請が必要）

倒産や解雇などにより国民健康保険に加入された人で、一定の条件を満たす場合、申請により国民健康保険税の軽減措置が適用されます。

健康保険課の窓口で申請を受け付けます。印鑑、雇用保険受給資格者証を持参してください。なお、国民健康保険の加入と併せて行う場合、退職日が確認できる書類（会社の健康保険資格喪失証明書または退職証明書など）が必要となります。

【後期高齢者医療保険料について】

平成30年度から後期高齢者医療保険料が次のとおり改定されました。制度を運営する県広域連合によって、保険料が2年ごとに見直されます。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

■保険料率の変更について（平成30年度・31年度）

均等割額	所得割額	保険料賦課限度額
変更前 → 変更後 52,390円 → 52,444円	変更前 → 変更後 10.52% → 10.28%	変更前 → 変更後 57万円 → 62万円

◇軽減措置の主な変更点

- ①賦課のもととなる所得が58万円以下の人は、所得割額の軽減が『2割軽減』から『軽減なし』に変わります。
 - ②後期高齢者医療制度の加入前に被用者保険の被扶養者であった場合の均等割額の軽減は、『7割軽減』から『5割軽減』に変わります（平成31年度以降は、軽減期間が資格取得後2年を経過する月までとなります）。
- ※各軽減措置などの詳細は、健康保険課賦課徴収係にお問い合わせください。

平成30年度国民年金保険料の免除申請を 7月1日から受け付けます

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、本人・配偶者・世帯主の前年所得に応じて、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

除・猶予された保険料をあとから納めること（追納）ができ、受給額を増やすことができます。

また、申請月から2年1ヶ月以内で未納の期間があれば、さかのぼって免除・猶予の申請ができます。過去の申請は、随時、受け付けています。保険料を未納のまま放置せず、早めに手続きをしてください。

詳細は、徳山年金事務所にお問い合わせください。

◇問合せ先

・日本年金機構

徳山年金事務所

☎ 0834・31・2152

・健康保険課保険年金係
☎ 52・5809



徳山年金事務所

年金相談

年金相談会を実施します。お気軽にご利用ください。

希望する人は、徳山年金事務所へ予約してください。

※役場では予約できません。

◇日時 7月19日（木）

午前10時～午後4時

（正午～午後1時は除く）

◇場所

町役場1階保健室

◇持参品

基礎年金番号の分かるもの（年金手帳・年金証書など）、相談者本人の確認ができるもの（運転免許証など）

※代理人による相談の場合、委任状および代理人本人の確認ができるものを持参してください。

◇予約受付締切（完全予約制）

7月18日（水）

◇申込み・問合せ先

徳山年金事務所

☎ 0834・31・2152

【 介護保険料について 】

平成30年度から、介護保険料が左表のとおり改定されました。なお、65歳以上の人の介護保険料の額は、3年ごとに見直されます。平成30年度からの3年間に町で必要となる介護保険給付額から算出した基準額をもとに、前年の所得内容と世帯の課税状況に応じて決定します。

介護保険料は、介護が必要な高齢者とその家族を社会全体で支えていくための大切な財源です。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

■基準額の算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{田布施町に必要な} \\ \text{介護サービスの総費用} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の人の} \\ \text{負担分 約 23\%} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{田布施町に住む} \\ \text{65歳以上の人数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料の基準額} \\ \text{70,400円(年額)} \\ \hline \end{array}$$

※町で必要な介護サービスの総費用は、2分の1を国・県・本町が負担し、残る2分の1を第1号被保険者(65歳以上の人)と第2号被保険者(40歳から64歳までの人)で負担します。

【 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付について 】

平成30年度の国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納税(納付)通知書を、7月中旬に納税(納付)義務者に送付します。保険税や保険料の支払い方法は、次のとおりです。

◇納付書または口座振替で支払う場合

年額を8回(7月～翌年2月まで毎月)に分けて納付書または口座振替で納付

◇年金から天引きで支払う場合

年金の支給額から事前に差し引き納付

◇条件により納付書または口座振替と年金から天引きの併用となる場合

(例1) 納付書または口座振替により7月・8月・9月分を納付し、残りの額を10月・12月・翌年2月に年金からの天引きで納付

(例2) 年金から天引きにより4月・6月・8月分を納付し、残りの額を6回(9月～翌年2月まで毎月)に分けて納付書または口座振替で納付

※国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の納付方法の変更を希望される人は、保険税(料)を滞納なく納付していることなど一定の条件に該当する場合に限り、申請により年金天引きから口座振替に変更することができます。申請は、健康保険課賦課徴収係で行ってください(7月31日までに手続きをされた場合、9月28日分から口座振替を開始し、10月以降の年金天引きを中止することが可能です)。

※所得税などの社会保険料控除は、口座振替により支払った人に適用されます。

※介護保険料は、介護保険法で納付方法が定められているため、変更することができません。

◇災害など特別な事情により保険税(料)を納めることが困難な場合

災害など特別な事情がある場合、徴収の猶予または減免が適用される場合があります。詳細は、健康保険課賦課徴収係にお問い合わせください。

■平成29年度と30年度の所得段階別保険料の比較

平成 29 年度

平成 30 年度

課税状況		対象者	保険料年額 (保険料額)		保険料年額 (保険料額)	対象者	
本人	世帯						
非課税	全員が非課税	生活保護、老齢福祉年金を受給している	1段階 25,560円 (基準額×0.45)	→	1段階 31,680円 (基準額×0.45)	生活保護、老齢福祉年金を受給している	
		公的年金等収入額と合計所得金額の合計金額が80万円以下				公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を控除した金額の合計金額が80万円以下	
		公的年金等収入額と合計所得金額の合計金額が80万円を超え120万円以下	2段階 42,600円 (基準額×0.75)	→	2段階 52,800円 (基準額×0.75)	公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を控除した金額の合計金額が80万円を超え120万円以下	
		公的年金等収入額と合計所得金額の合計金額が120万円を超える	3段階 42,600円 (基準額×0.75)	→	3段階 52,800円 (基準額×0.75)	公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を控除した金額の合計金額が120万円を超える	
		課税者あり	公的年金等収入額と合計所得金額の合計金額が80万円以下	4段階 51,120円 (基準額×0.9)	→	4段階 63,360円 (基準額×0.9)	公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を控除した金額の合計金額が80万円以下
	公的年金等収入額と合計所得金額の合計金額が80万円を超える		5段階 56,800円 (基準額)	→	5段階 70,400円 (基準額)	公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を控除した金額の合計金額が80万円を超える	
	課税		合計所得金額が120万円未満	6段階 68,160円 (基準額×1.2)	→	6段階 84,480円 (基準額×1.2)	合計所得金額が120万円未満
			合計所得金額が120万円以上190万円未満	7段階 73,840円 (基準額×1.3)	→	7段階 91,520円 (基準額×1.3)	合計所得金額が120万円以上200万円未満
			合計所得金額が190万円以上290万円未満	8段階 85,200円 (基準額×1.5)	→	8段階 105,600円 (基準額×1.5)	合計所得金額が200万円以上300万円未満
		合計所得金額が290万円以上	9段階 96,560円 (基準額×1.7)	→	9段階 119,680円 (基準額×1.7)	合計所得金額が300万円以上	

※平成30年度からは、長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除がある場合、合計所得金額から控除します。

田布施町国民健康保険の人へ 特定健康診査のご案内

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した『特定健康診査』を実施します。

メタボリックシンドロームは、糖尿病、脳卒中、心臓病といった生活習慣病との関わりが深く、早期発見や予防が重要とされています。

特定健康診査は、自覚症状が現れにくい生活習慣病の発見や健康チェックになるほか、毎年受診することでご自身の健康管理に役立ちます。ぜひご利用ください。

今まで受診をされたことがない人は、これを機会にぜひ受診してみてください。

■特定健康診査

◇対象者

田布施町国民健康保険の加入者で40歳から74歳の人

※対象者には、5月下旬に『特定健康診査受診券』と『質問票』を送付しています。

※町が実施する『外来人間ドック助成事業』を利用される場合、特定健康診査を受診することはできません。

※被用者保険(全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、共済組合など)の加入者およびその被扶養者は、加入されている保険者から健診方法などについて通知される予定です。

※生活保護受給者で受診を希望する場合、保健センター(☎52・4999)にご連絡ください。

◇受診料(自己負担額)

・40歳～50歳、55歳、60歳、65歳の人：無料

・70歳～74歳の人：500円

・それ以外の人：1000円

(平成31年3月31日現在の年齢)
※受診料は『特定健康診査受診券』に記載しています。受診時に医療機関の窓口でお支払いください。

◇受診方法

平成31年1月31日(木)までに、郡内の実施医療機関で受診してください。医療機関によっては予約が必要となります。事前にご確認ください。

受診の際は、『特定健康診査受診券(ピンク色)』、『質問票』、『国民健康保険被保険者証』を必ず医療機関の窓口に表示してください。

◇受診結果

受診された月の約2ヶ月後に、個別に通知します。

■特定保健指導

特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要と判定された人を対象に、無料で保健師・管理栄養士がアドバイスをを行い、生活習慣を見直すサポートをします。

※対象者には、個別に通知します。

後期高齢者医療の人へ 健康診査のご案内

ご自身の健康管理のために山口県後期高齢者医療広域連合が実施する『健康診査』を受診しましょう。

◇対象者

後期高齢者医療の加入者 ※対象者には、4月下旬に『健康診査受診券』と『質問票』を送付しています。

◇受診料(自己負担額)

500円



◇受診方法

平成31年3月31日(日)までに、県内の実施医療機関で受診してください。医療機関によっては予約が必要となります。事前にご確認ください。

◇受診結果

受診された医療機関で説明を受けてください。

※休診日にご注意ください。

明治150年関連イベントを満喫できる

『山口めぐりっとカード』

山口県明治150年PR等推進実行委員会事務局では、幕末維新回廊をめぐるポイントラリーに参加できる『山口めぐりっとカード』と、さらに追加機能や特典がついた『山口めぐりっとカード PREMIUM』を発行しています。詳細はホームページ (<https://meiji150.net/>) をご確認ください。

■特長

◇レギュラーカード

- ・幕末維新回廊をめぐるとポイントがつくICカード
 - ・WAONとして利用でき、県内店舗で販売しているものは300WAON付。
- ※使用金額の一部は、歴史資料・遺産の保存およびレノファ山口FCの支援に活用されます。

◇プレミアムカード

- ・レギュラーカードと同様の機能
 - ・幕末維新回廊の全34施設に入館できる『共通入館券』機能（有料施設は各施設1回の入館が可）
 - ・対象施設で使用できるプレミアム特典
- ※特典は、抽選・先着・予約制などのものがあります。

■入手方法

◇レギュラーカード

マックスバリュやザ・ビッグなどのイオン店舗で販売

◇プレミアムカード

ふるさと納税サイト『さとめぐり』の『山口ゆめ花博応援ふるさと納税』の返礼品として入手
※詳細は、『さとめぐり』ホームページ (<https://satomeguri.jp/>) をご確認ください。

■問合せ先

山口県明治150年プロジェクト推進室

☎ 083-933-2425



拡大図



マーキング事例



田布施町観光協会では、平生湾でのカブトガニの生態を調べ、環境保全やカブトガニ保護などに役立てるため、カブトガニを集め、馬島で管理しています。このたび、さらに詳しく調査するために、カブトガニにマーキングを行い海に戻しました。甲羅に油性ペンやレーザーで『T・30・4』とマーキングし、180匹を放流しています。マーキングされたカブトガニが網にかかったり、海岸で発見したら、ご連絡ください。

◇連絡・問合せ先

・田布施町観光協会 ☎ 52・3527
・中市 ☎ 090・2295・1779

カブトガニ放流調査について

プール開きは7月21日(土)です。

スポーツセンター内プールを、次の通り開放します。

◇期間

7月21日(土)～8月24日(金)

※台風や雷注意報発令時点で使用中となりません。また、雨などによる水温低下(22℃以下)の場合も、使用中中止となります。

◇休館日

・毎週月曜日

・7月25日(水)・26日(木)

町内小学生水泳記録会のため
※その他、一般解放を中止する場合、前日までにプール入口に掲示します。

◇使用定員(1時間あたり)

・25mプール 1000人

・幼児プール 30人

◇開放時間

午前10時～午後4時50分

※プール内での混雑および事故を防止するため、開放時間を次のとおり制限します。

午前10時～午前10時50分

午前11時～午前11時50分

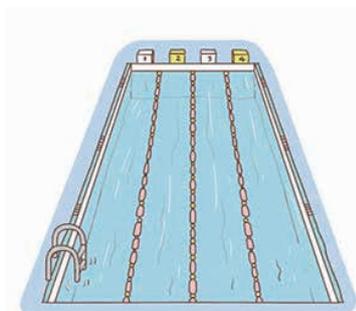
午後1時～午後1時50分

午後2時～午後2時50分

午後3時～午後3時50分

午後4時～午後4時50分

また、正午～午後1時は昼休みのため使用できません。



料金表(1時間あたり)

・高校生以上	160円
(町外該当者)	320円
・中学生以下	80円
(町外該当者)	160円

- ※使用中止となった場合
- ・開放時間の25分以内は1時間分の料金を返金
- ・開放時間の25分以上は1時間分の料金を徴収

あなたの家は

地震に強い家ですか？

木造住宅の耐震診断と改修費用補助

熊本地震による犠牲者の多くは、耐震基準が厳しくなる昭和56年5月31日以前に建てられた家屋の倒壊が原因とされています。

町では、地震に対する木造住宅の安全性の向上を図るため、無料で「耐震診断」を実施し、「耐震改修」に係る費用の一部を補助します。

■対象建物

・次の全てを満たすこと

- ①昭和56年5月31日以前に着工された町内にある3階建て以下の一戸建て木造住宅(店舗などの用途を兼ねる場合は、店舗などに使用する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のもの)
- ②在来軸組工法、枠組壁工法、伝統工法のいずれかで建築されている

■内容

◇無料耐震診断

耐震診断員を派遣し、耐震診断を実施

・募集戸数 3戸

◇耐震改修補助

耐震診断の結果、倒壊の危険性がある場合、評点を0.7以上に向上させる改修工事の費用の一部を補助

- ・補助金額 改修経費の23%(限度額60万円)
- ・募集戸数 1戸

※募集戸数を超えた場合、抽選となります。

◇申込み期限 7月31日(火)

※その他、詳細はお問い合わせください。

◇申込み・問合せ先

建設課土木管理係
☎52・5807

高齢者などの支援サービス①

運転免許証自主返納支援

運転免許証を自主返納した高齢者を支援するため、買物送迎サービスの回数券を支給します。

◇対象者

町内に住所を有し、運転免許証を平成30年1月1日以降に自主返納した65歳以上の人の人



◇支給品

買物送迎サービスの回数券(10枚綴り)

◇手続方法

申請書および『申請による運転免許の取消通知』の写しまたは『運転経歴証明書』の写しを長寿支援係(⑦窓口)に提出

◇問合せ先

健康保険課長寿支援係
☎52・5809

青少年健全育成町民会議 および 防犯パトロール隊 について

問田布施町青少年健全育成町民会議事務局
(社会教育課内) ☎ 52-5813

田布施防犯パトロール隊事務局
(総務企画課内) ☎ 52-5802

次代を担う青少年が大きな夢と豊かな心を持ち、たくましく成長することは、町民すべての願いです。青少年を健全に育成するには、家庭・地域・学校など、あらゆる人々による、町民が一体となる運動が不可欠です。

『青少年健全育成町民会議』では、地域補導委員会によるパトロール活動、子育て講座の開催、『町民会議だより』の発行などを行っています。

『防犯パトロール隊』では、町民の安全な生活を守るため、町内パトロールなどを行っています。

会費のお願い

『青少年健全育成町民会議』と『防犯パトロール隊』の活動は、町民の皆さまの支援によって行われています。これらの重要性を理解いただき、活動のための会費に、ご協力をお願いします。

会費 一口 300円

内訳：町民会議 一口 200円
防犯パトロール隊 一口 100円

※一世帯で複数人が入会することも、一人で複数口入会することも可能です。

※各地域の補導委員などが地域の実情に応じた方法で集金します。

平成30年度 主な実施事業・事業予定

【青少年健全育成町民会議】

月 日	行 事
6月 9日(土)	田布施町青少年健全育成町民会議総会
5月～12月	補導委員夜間パトロール(各地域)
8月 4日(土)	町民会議体験活動『カヌーに乗って遊ぼう!』
8月17日(金)	補導委員夜間パトロール(全体)
10月～3月	就学児子育て講座・思春期子育て講座
11月下旬	青少年健全育成作文集発行
1月～3月	小学6年生と地域補導委員などのふれあい会

【防犯パトロール隊】

月 日	行 事
4月 8日(日)	たぶせ桜まつりパトロール
4月14日(土)	田布施町防犯パトロール隊総会・研修会
6月初旬	駅前駐輪場放置自転車の整理
7月1日～20日	公園・遊園地の点検
10月上旬	スポーツまつりパトロール
10月ごろ	犯罪のないまちづくり県民大会
12月下旬	歳末一斉パトロール

瑞宝双光章を受章!!

おめでとう!!

大村保夫さん(石迫自治会)が『瑞宝双光章』を受章されました。

大村さんは、昭和34年に上関町立八島小学校教諭として奉職され、永きにわたり、教諭、教頭、校長を歴任するなど、自己の深い教育理念をもって真摯に取り組み、学校教育にその手腕を発揮され、教育の振興および発展に貢献されました。このことが評価され、今回の受章となりました。

土手岩雄さん(八海自治会)が『瑞宝双光章』を受章されました。

土手さんは、昭和25年に麻郷村立麻郷小学校教諭として奉職され、永きにわたり、教諭、社会教育主事、教頭、校長を歴任するなど、自己の教育理念のもとに、教育現場や教育行政でその手腕を発揮され、教育の振興および発展に貢献されました。このことが評価され、今回の受章となりました。





6月4日～10日は、『歯と口の健康週間』です！

問保健センター ☎52-4999

健康な歯を保ち、よく噛める人は、生活の質（Quality Of Life）が高いと言われています。このため、町の健康増進計画では、60歳になっても自分の歯を24本以上保つことを目標とした『6024運動』、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした『8020運動』を推進しています。

■よく噛むことの8つの効果

よく噛むことは、食べものを体に取り入れるためだけでなく、全身を活性化させるのにたいへん重要な働きをしています。噛む効用について、『ひみこの歯がいーぜ』という標語を紹介します。弥生時代の人は、よく噛んでいたと考えられています。邪馬台国の卑弥呼も、きっとよく噛んで食べていたのではないのでしょうか。

◇『ひ』肥満予防

よく噛んで食べることで、脳にある満腹中枢が働き、満腹感を得られます。そのため、食べ過ぎ防止につながります。

◇『み』味覚の発達

しっかり噛んで食べることで、食べ物そのものの味がよく分かるようになります。

◇『こ』言葉の発音がはっきり

口の周りの筋肉を使うことで、はっきりとした発音になり、表情も豊かになります。

◇『の』脳の発達

よく噛むことで、脳の細胞の働きが活発になります。

◇『は』歯の病気を防ぐ

しっかりと噛むことで唾液がたくさん出て、口の中をきれいにします。この唾液が、むし菌や歯周病を防ぎます。

◇『が』がんの予防

唾液中の酵素には、発がん作用を減らしてくれる働きがあります。

◇『いー』胃腸の働きを促進

よく噛むことで、消化液の分泌が活発になり、胃腸への負担が軽くなります。

◇『ぜ』全身の体力向上と全力投球

よく噛んで歯を食いしばることで、力がわき、日常生活への自信が生まれます。



※歯の喪失を防ぎ、一生自分の歯で噛むことができるよう、定期的に歯科健診を受けましょう。

(参考：8020推進財団ホームページ)

6月19日（火）は、食育の日です！

作り方

- ① 小鍋に、水と粉寒天を入れてふやかしておく。火にかけて煮溶かし、砂糖を加える。
- ※粉寒天はしばらく火にかけてしっかり煮溶かしましょう。
- ② 抹茶は、湯を加えてよく溶いておく。
- ③ ①に牛乳と抹茶を加えて混ぜ合わせ、器に流し入れる。
- ④ 粗熱がとれたら冷蔵庫で冷やし固め、茹で小豆をのせる。

粉寒天	4g
水	200cc
牛乳	200cc
砂糖	30g
抹茶	小さじ2
湯	大さじ4
茹で小豆	60g

材料（4人分）

抹茶ミルクかん
今月は、新緑を思わせる緑鮮やかなゼリーの紹介です。甘さ控えめな寒天ゼリーに茹で小豆をのせた、カルシウムと食物繊維が摂れるデザートです。

抹茶ミルクかん



いた
だ
き
ま
す

1人分の栄養価

エネルギー…101kcal
たんぱく質…2.8g 脂質…2.1g
カルシウム…64mg 塩分…0.1g

4/20 創意工夫功労者賞を受賞！

神和工業株式会社の晝田信行さんが『創意工夫功労者賞』を受賞され、町長へ報告に訪れました。

晝田さんをリーダーとする製缶グループで課題となっていた、自社が保有するクレーン能力を超える組立品の製作・運搬発送の対策を検討した結果、超重量物可動作業床を考案製作しました。

この作業床の開発が、運搬・輸送コストを大幅に改善する製作体制を構築し、生産性の向上などに寄与したため、今回の受賞となりました。



5/7 平成30年春の叙勲・旭日双光章

元田布施町議会議員の高川喜彦さん（御蔵戸自治会）が『旭日双光章』を受章され、町長へ報告に訪れました。

高川さんは33年余の永きにわたり、卓越した見識と豊富な経験に基づき、地方自治の確立と町政の発展に尽力し、住民の福祉向上に努められました。また、議会広報による議会情報の発信、全国初となる総合計画基本計画の議決事項化にも積極的に取り組まれました。



まちのできごと

Tabuse
Town News



4/29 スポ少全11団体が集結！

『スポーツ少年団結団式』が、スポーツセンター体育館で行われました。

式典では、全団員を代表して、松本芽依さん（チャレンジレスリングクラブスポーツ少年団）が、団員誓いのことばを力強く宣言していました。

その後、それぞれの団に分かれ、会場となったスポーツセンター内の各所を隅々まで丁寧に清掃していました。



5/25 ベストスコアを目指して!!

『第22回田布施町老人クラブ連合会グラウンドゴルフ大会』がスポーツセンター町民グラウンドで開催されました。

今年は73人が参加し、一人ひとりが楽しみながらも、ベストスコアを目指して、全力を出し試合を行いました。

会場は熱い歓声とボールを打つ音が響き渡り、大いに盛り上がっていました。



麻里府公民館区域内的の遺跡を紹介します

☎ 社会教育課 ☎ 25-3185



No	古墳・遺跡名	時代・特徴など
1	塚原遺跡	旧麻里府小学校の北約500m、600mの位置に所在。須恵器が出土。 塚原という地名から、この遺跡付近に古墳群もしくは中世〜近世墓があるのではないかと考えられる。
2	馬島 要害山城跡	馬島の北寄り海抜標高109mの要害山に所在する中世の城跡。『防長風土注進案』には、江戸時代に殿様の往来などがあるとき、別府の梶取山からのろし火を受け、佐合島(平生町)の遠見山へのろし火を渡り継いだとの記録がある。
3	馬島東浦A遺跡	縄文時代〜近世
4	馬島東浦B遺跡	古墳時代〜近世
5	馬島西浦A遺跡	古墳時代〜近世
6	馬島西浦B遺跡	古墳時代〜近世
7	馬島 大浦浜塩田跡	江戸時代に、毛利藩の四白政策(米・塩・紙・蠟)の一つである塩の生産が藩内で行われたが、当地でもその痕跡が残っている。

現在、麻里府公民館区域内では「遺跡」が7ヶ所確認され、時代も、縄文〜江戸時代とさまざまです。区域内での踏査(※)はほとんど行われていませんが、現在、行っている発掘などが終了した後に調査する予定です。

※踏査とは、エリアを決め、実際に現地を歩いて遺物や遺跡の確認をすることです。

遺跡発掘現場リポート

平成29年度に行われた調査のうち、麻郷奥所在の三坪遺跡の発掘調査についてリポートします。

■三坪遺跡

三坪遺跡は、麻郷奥奈良地区にあります。

ほ場整備事業の実施により削平されてしまうなど、影響の大きな場所の発掘調査を行いました。この調査の結果、『竪穴建物』、『掘立柱建物』など多くの遺構が確認されました。調査地から発見された遺物は、『縄文・弥生土器』、『石器類』、別個体ですが、町内4例目となる『分銅型土製品』の顔と胴体の部分が発見されました。



これらのことから、この遺跡は、少なくとも縄文時代晩期〜中世ごろに一定の集落が形成されていた可能性があることが分かりました。

保護司のつづやき

柳井保護区保護司会長

銭谷 忠義

14年前に法務省を定年退職し、豊かな自然に恵まれた田布施町を終の棲家としました。

職辞せし後の気任せ 大昼寝

勝手気ままな生活をしていたところ、近所に住む保護司の長信正治さん(現田布施町長)に勧められたのが縁で、保護司になりました。

柳井保護区保護司会(柳井市・田布施町・平生町・上関町)には53人が所属し、うち8人が田布施町内で活動しています。自営業・専業主婦・住職・教師・農業・会社員・公務員など、職業はいろいろですが、大半の人が退職後に法務大臣から委嘱を受けています。

保護司は、国家公務員の保護観察官と協働で、犯罪や非行により保護観察(保護観察付き執

行猶予・刑務所仮釈放・少年院仮退院など)を受けることになった人を社会から孤立させないように働きかけをしています。保護観察官が少ないだけに、保護司が無給ボランティアとして、対象者の社会復帰を支援していることとなります。

保護司は、法律や心理学の専門家ではないですが、人生経験を活かし、対象者の面接や家庭訪問をして、生活上の助言など心情把握に努めています。遵守事項違反や再犯をすると、執行猶予取り消しや、少年院または刑務所へ戻し収容となります。立ち直りには本人の強い意志と努力、行政の働きかけ、地域の皆さんのご協力が不可欠であることは言うまでもありません。



保護司歴13年、これといった実績もなく馬齢を重ねるうちに第三コーナーを回り、そろそろゴールが見えてきました。保護観察対象者が次の一歩を踏み出せるよう、微力ながら取り組んでいる昨今です。

《 幼児・小学生水泳教室 》

◇対象者 (町内在住者に限る)

- ・幼児 (平成24年4月2日～平成26年4月1日に生まれた人)
- ・小学生

◇開催日時 7月24日(火)～27日(金)・31日(火)～8月3日(金)計8日

- ・幼児 午後6時～午後7時
- ・小学生 午後7時～午後8時

※気候などにより日程変更または中止となる場合があります。

◇定員

- ・幼児 20人程度
- ・小学生 30人程度

◇参加費 4500円(申し込み時に徴収)

◇申込方法

スポーツセンターに備え付けの申込書に必要事項を記入の上、申し込む

◇申込期間 (休館日を除く)

6月13日(水)～30日(土)
午前8時30分～午後8時

※定員になり次第、受付を終了します。

◇問合せ先

スポーツセンター ☎52-3832

《 夏休み小学生卓球教室 》

夏休み期間中に、卓球教室を開催します。初心者大歓迎です。

◇日時

7月22日(日)・7月29日(日)
8月5日(日)・8月12日(日)
8月19日(日)
午前10時30分～正午

◇場所 スポーツセンター

◇対象者 町内の小学生

◇持参物 屋内用シューズ・飲み物

※ラケットは、さくら卓球クラブで用意します。

◇指導者 さくら卓球クラブ

◇申込方法

スポーツセンターに備え付けの申込書に必要事項を記入の上、申し込む

◇申込期間 (休館日を除く)

7月1日(日)～15日(日)
午前8時30分～午後8時

◇問合せ先

スポーツセンター ☎52-3832



『ノラネコぐんだんと
海の果ての怪物』
工藤 ノリコ 著

ある朝、海辺で虹色に光る貝がらを見つけたノラネコたちは…。『絵本』から『読み物』への橋渡しとなる、はじめての冒険物語。ノラネコ軍団の魅力全開のシリーズ、初の長編。



図書館へ
行こう。

『あやし草紙
三島屋変調百物語伍之続』
宮部 みゆき 著

塩断ちが元凶で"行き逢い神"を呼び込み、身も凍る不幸を招いた『開けずの間』など、全5話を収録した江戸怪談集。



『進歩 人類の未来が明るい10の理由』
ヨハン・ノルベリ 著

ニュースやメディアが書き立てるネガティブな終末世界は本当か？反グローバルリズム運動への批判を展開してきたスウェーデンの歴史家が、明快なデータとエピソードで、明るい未来への指針を示す。



もう一冊。

――一般――
発達障害を生きる

家づくりを楽しむ教科書

NHKスペシャル取材班

エフスナレツジ

宇喜多の楽土

木下 昌輝

ハイ・ジュード

小路 幸也

あの夏、二人のルカ

誉田 哲也

100歳の100の知恵

吉沢 久子

――絵本――

まんまるだあれ いまもりみつひこ

とびますよ にしむらあつこ

コンピューターってどんなしくみ？

村井純／佐藤雅明

ようかいしりとり おくはらゆめ

せいかいえるかいぎ 近藤薫美子

めしくわぬにようぼう 飯野 和好

イベント

おしゃべり箱おはなしの会

7月28日(土) 午前10時30分～
図書館 2F 講座室にて

7月の
休館日

毎週月曜日・祝日

祝日の振替 17日(火)

月末整理日 31日(火)

岡田布施図書館 ☎ 52-2288

HP <http://library.town.tabuse.yamaguchi.jp>

E-mail library.tabuse@town.tabuse.yamaguchi.jp

俳句短歌

周防一夜会

春キャベツ刻めば越冬の緑こぼれる
うまれた時から箕山よ人は老いてゆく
花の中で眠っていた時間が今ひらく
畑を耕し頭も耕し桜待つ
春風を連れて遠回りして帰る

麻郷俳句教室

若葉風色のそれぞれランドセル
下駄箱に今も子の靴こどもの日
丸き窓四角き窓や花水木
子供の日後追ふ祖父の息づかい
いくたびも迷子放送子供の日

短歌

木の芽和えほどよく母の味が出せ
友の訪いくる刻をまらおり
歌の中だけに残れる小川やら
メダカの群れの水槽泳ぐ
「ゆつくりと、ゆつくりとよネ」在りし日の
姉に言ひしを今は自分に
手の平に百日草の種のせて
土に近づき風にこぼれる
紫の雲棚引くと見ゆるまで
石城の山に藤の花咲く

藤田 京子

城 恭子

岡本まさ子

吉村 京子

河村美喜子

岡 倫子

播磨 春枝

田村 文代

曾我 欣行

松根千代子

石田 帝児

小藤 淳子

久光 良一

中谷みさを

藤井千恵子

子育て支援センター

おんとも

問たぶせ保育園 ☎53-1012

施設開放

- ◇月～金曜日 午前8時30分～午後3時30分
(昼休み 午後0時15分～午後1時15分)
- ◇土曜日 午前8時30分～午後1時30分

赤ちゃんサロン(7月行事)

午前10時～正午



- ・水遊び・プール遊びが始まります。水着・タオルの用意をお願いします。
- ・7月21日(土)は夏まつりの準備のため、お休みです。

はいはい

あんよができるまでの赤ちゃん対象

- 3日(火) 調理実習 ※予約制10組
- 10日(火) 身体測定・水遊び
- 17日(火) 制作遊び・水遊び
- 24日(火) 水遊び
- 31日(火) 水遊び

よちよち

あんよが上手にできるH28.4.2以降生まれ対象

- 5日(木) 調理実習 ※予約制10組
- 12日(木) 身体測定・プール遊び
- 19日(木) 制作遊び・プール遊び
- 26日(木) おにぎりギョウ!
プール遊び

ずくずく

H27.4.2～H28.4.1生まれ対象

- 6日(金) 調理実習 ※予約制10組
- 13日(金) 身体測定・プール遊び

全員対象

- 4日(水) 救急法講習
- 11日(水) リトミック・誕生会



柳井警察署だより

問柳井警察署 ☎23-0110
<http://www.police.pref.yamaguchi.jp/1040/index.htm>

theme

うそ電話詐欺に注意!

県内では、有料サイトの未納料金や訴訟取下げ料金を請求する『架空請求詐欺』や、警察などをかたる『オレオレ詐欺』などの『うそ電話詐欺』が多発しています。

幅広い年代の人が、被害に遭う可能性があります。十分注意してください。



◇うそ電話詐欺被害防止のポイント

- ・有料サイトの利用料を請求するショートメールや訴訟の最終通知などのはがきが届いても、記載された連絡先に電話をかけずに、家族や警察に相談しましょう。
- ・家族や友人には話しづらいからと言って、すぐにコンビニで支払い手続きをしないようにしましょう。
- ・電話機の『留守番電話設定』や『ナンバーディスプレイ』機能を活用し、知らない相手からの電話には出ないようにしましょう。

防災行政無線の放送内容

電話で内容を確認することができます。

☎51・4011

ご芳志

問社会福祉協議会

☎53・1103

(4/18～5/17受付分)

* 社会福祉事業へ

浄泉寺仏教婦人会

匿名1件

* 春の展示即売会の売上げを

千草会

* 香典返し

名倉 無漏田道明(妻) マヤ

岸田団地 木原幸雄(母) 登喜子

矢蔵 山本エイ子

(夫) 義太郎

波野市 末兼啓延(父) 茂延

匿名2件

* チャイルドシート

匿名1件

* 紙オムツ

匿名1件



お知らせ

【児童手当の支給日】

児童手当の支給日は年3回となっており、原則、支給期月の10日となります。(その日が土曜日、日曜日、休日に当たるときは、前日となります。)平成30年度の支給日は次のとおりです。

◇支給日

- ・2月～5月分
6月8日(金)
- ・6月～9月分
10月10日(水)
- ・10月～1月分
2月8日(金)

◇問合せ先

町民福祉課児童係(③窓口)
☎52・5810

【特定入所者介護サービス費(負担限度額認定)について】

介護保険施設などを利用する際に、市町村民税が非課税世帯など一定の要件に該当する場合、申請により食費や居住費の負担軽減を受けることができます。詳細は、長寿支援係にお問い合わせください。

現在、負担限度額認定を受けている人(有効期限は平成30年7月31日)には、更新案内を送付します。引き続き負担限度額認定が必要な場合、更新の手続きを行ってください。

◇問合せ先

健康保険課長寿支援係(⑦窓口)
☎52・5809

【後期高齢者医療制度の無料歯科健康診査】

山口県後期高齢者医療広域連合では、歯や歯肉の状態および口腔清掃状態などをチェックし、口腔機能の低下防止を図ることを目的に、歯科健康診査を行っています。

この機会に歯科健康診査を受診し、自身の『お口の健康』について、確認してみたいかがでしょうか。

◇健診項目

虫歯や歯周病の有無など、嚙む力の確認、舌の動きの確認、のみこむ力の確認など

◇対象者

・平成29年度に75歳になり、新たに被保険者資格を取得した人

・平成29年度に障害認定され、被保険者資格を取得した人
※対象者には受診券を送付しています。

◇期間

6月1日～平成31年1月31日

◇実施場所

歯科健康診査受診券に同封している一覧表を参照

◇持参品

歯科健康診査受診券、同封の質問票、後期高齢者医療被保険者証

◇問合せ先

山口県後期高齢者医療広域連合業務課保健事業推進係
☎083・921・7112

【社会を明るくする運動】

7月は『社会を明るくする運動』犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ』の強調月間です。

法務省主唱の『社会を明るくする運動』とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全

国的な運動です。

犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えましょう。また、犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えましょう。そして、これらのことについて、地域社会の理解と協力の輪を広げましょう。

◇問合せ先

山口保護観察所
☎083・922・1327

【魅力再発見ウォーキング】

田布施町スポーツクラブを中心にウォーキングを開催します。気軽にご参加ください。

◇日時・場所

- ・7月8日(日) 午前8時30分 国木公民館
- ・7月22日(日) 午前5時30分 田布施町地域交流館
- ・7月29日(日) 午前5時30分 田布施町地域交流館
- ・8月5日(日) 午前5時30分 田布施町地域交流館
- ・8月12日(日) 午前5時30分 麻郷公民館

※9月以降も、順次開催予定です。

※悪天候の場合、中止です。

◇問合せ先

遊歩クラブ(河内)
☎52・2424

以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。

新築工事・リフォーム工事・ハウスクリーニング
合併浄化槽工事・下水道工事・水道工事
水廻りのトラブル、漏水調査、床修理補修など小さな事でもお任せ下さい。

おおみや
有限会社 大三也
OMIYA

TEL (0820) 52-3169 田布施町 麻郷588-15
E-mail: oomiyasetsubi2@ymail.plala.or.jp

全メーカー全車種トータル販売
新車・中古車 150台以上展示中
満足をしていただけるサービスを心がけております

オートプラザ
(株)大島商会
Auto Plaza

〒742-1514 熊毛郡田布施町別府国道沿
TEL. (0820) 55-5011
FAX. (0820) 55-5085 http://www.ap-oshima.com

【スポーツクラブ交流大会】

田布施スポーツクラブ交流大会を開催します。スポーツに関心のある人、スポーツクラブに加入していない人も、年齢を問わず誰でもご参加ください。

◇日時

7月7日(土)

午前9時30分～午後4時

◇場所 スポーツセンター

◇内容 サッカー・ラジボール卓球・バウンドテニス・バドミントン・水泳・弓道など

◇参加費 無料

◇問合せ先 スポーツセンター

☎52・3832

相談

【不妊専門相談会】

◇日時 7月27日(金)

午後3時～午後5時

◇場所

柳井健康福祉センター2階

◇内容

不妊・不育に関する相談、不妊治療に関する情報提供

※秘密は厳守します。

◇対象者

不妊・不育に関する悩みやストレスをお持ちの人、不妊治療に関する情報提供を希望する人

◇相談担当者

・産婦人科医師

徳山中央病院 山縣芳明先生

・臨床心理士

◇費用 無料

◇申込方法 電話で予約

◇申込締切 7月19日(木)

◇申込み・問合せ先

柳井健康福祉センター

地域保健班

☎22・3631

講習・講座

【やないファミリー・サポート・センター講習会】

■『乳幼児と児童に対する救急法指導』と『AEDの使い方』

◇日時 7月4日(水)

午前10時～午前11時45分

◇場所

柳井市総合福祉センター4階

◇内容



『心肺蘇生法の実技を学び、いざという時に備えましょう』

◇講師 柳井地区広域消防組合

◇定員 20人

(先着順・子ども同伴可)

◇参加費 100円(お茶代)

◇申込方法 電話で申し込む

◇申込期限 6月27日(水)

◇問合せ先

やないファミリー・サポート・センター

☎23・0668

【普通救命講習講習1(3時間)】

◇日時

7月1日(日)

午前9時～正午

(受付：午前8時30分)

◇場所 西田布施公民館

◇内容 成人の心肺蘇生法・AEDの使い方など

※動きやすい服装でお越しください。

◇募集人数 20人

◇費用 無料

◇申込方法

消防署へ申し込む(FAAX可)

※ホームページ (<http://119.city.hikari.lg.jp/info/kyuukyuu.htm>) から申し込む

書がダウンロードできます。

◇問合せ先

光地区消防組合消防本部警防課

☎0833・74・5603

FAX0833・74・5611

【介護施設の調理補助講習】

◇期間

6月27日(水)・28日(木)

※2日間の受講となります。

◇対象者

シルバー人材センターに入会して就業を希望する、60歳以上の

上の人

◇場所

柳井市総合福祉センター

◇内容

介護施設などの食事の提供や調理、食中毒の予防知識、介護での接遇マナーを学ぶ

◇受講料 無料

◇定員 10人

◇申込期限 6月18日(月)

◇申込方法

山口県シルバー人材センター連合会へ電話で申し込む

◇申込み・問合せ先

(公社) 山口県シルバー人材センター連合会

☎083・921・6070

以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。

新築・リフォーム

塩谷建築

☎55-5715

熊毛郡田布施町別府1667

■ E-mail shioken1@clear.ocn.ne.jp

■ URL <http://shiotanikentiku.ec-net.jp/>

TAXI 原田タクシー

通院やお買い物にいつでもどうぞ

0820 予約OK! 近くでもOK!

52-2062・52-2536

〒742-1502 熊毛郡田布施町波野381-1

【健康まるごと講座（第3回）】

夏になると気をつけたいのが、『熱中症』や『食中毒』です。これから夏本番！講座に参加して、この夏を元気にのりきりませんか？

※『たぶせ健康マイレージ』の対象講座です。

◇日時

7月20日（金）
午後1時30分～午後3時

◇場所

高齢者いきいき館

◇講師

町管理栄養士、町保健師

◇内容

夏の健康（熱中症・脱水）について、食中毒予防について

◇参加料 無料

◇申込期限

7月19日（木）

◇申込み・問合せ先

保健センター
☎52・4999

【甲種防火管理の新規講習】

◇日時

7月26日（木）・27日（金）
午前9時～午後4時

※2日間の受講が必要です。

◇場所

光地区消防組合消防本部2階
コミュニティルーム

（光市光井6・16・1）

◇定員（先着順） 60人

◇受講料

4100円（図書代など）

※申し込み時にお支払いください。

◇申込方法

受講申込書に必要事項を記入し、6カ月以内に撮影した写真1枚（縦4cm×横3cm）を添付して提出

※開催案内および受講申込書は、光地区消防組合のホームページ（<http://119.city.hikari.lg.jp/>）からダウンロードしてください。

◇受付期間

6月18日（月）～7月6日（金）
午前8時30分～午後5時15分
（土日・祝日を除く）

◇講習の一部免除

次に該当する人は、講習のうち『防火管理の意義及び制度』の事項を免除することができます。

・消防設備点検資格者（消防法施行規則第31条の6第6項）

・自衛消防業務講習修了者（消防法施行令第4条の2の8第3項第1号）

◇申込み・問合せ先

〒743・0011

光市光井6・16・1

光地区消防組合消防本部

予防課指導係

☎0833・74・5602

募集

【奨学金の返還補助制度】

山口県は、理系大学院または薬学部の学生が、修士課程修了または卒業後、県内の製造業に一定期間従事した場合、貸与を受けていた奨学金の返還額について補助します。詳細は、お問い合わせください。

◇対象者（全てに該当する人）

①応募時点で奨学金の貸与を受けている人または貸与の申請をしている人
※公益的な活動を行う目的で設立された法人や団体が該当します。該当の可否は申請前に確認してください。

②次のいずれかに該当する人

・大学院修士課程の1年生で、

工学・理学・農学・薬学いずれかの研究科に在籍
・大学の薬学部の5年生で薬学共用試験に合格

③大学院修士課程を修了または

大学を卒業した年の翌年の4月末日までに、県内製造業を営む企業での就業を希望する人

◇募集人数 25人程度
（うち薬剤師枠5人程度）

◇応募方法

奨学金返還補助制度対象者申込書、応募理由書、指導教員等の推薦書、履歴書（指定様式）、奨学生証のコピー、大学の成績証明書などを応募先に持参または郵送

◇募集期間

6月11日（月）～7月13日（金）

◇その他

他の地方公共団体が行う奨学金の返還支援と重複して応募することはできません。

◇申込み・問合せ先

〒753・8501
山口県山口市滝町1・1
山口県産業戦略部
プロジェクト企画推進室

☎083・933・2470
FAX083・933・2469

【サンフレッチェ広島 共同応援】

◇日時 7月28日（土）
午後7時キックオフ

◇場所（現地集合）

エディオンスタジアム広島
（広島広域公園陸上競技場）

◇対象者

広島広域都市圏内在住の人
※小学生以下の場合は、大人の同伴が必要です。

◇募集人数 160人

※申込多数の場合は抽選となります。

◇参加費

・大人 2600円
・小中高生 1000円

◇応募方法 往復はがきに、参加者全員の住所・氏名・年齢（学生の場合、学年）・電話番号と『サンフレッチェ共同応援希望』を記入し、申込み先へ送付（1枚5人まで）

◇応募期限

6月22日（金）（消印有効）

◇その他

・対戦相手 浦和レッズ



・SA指定席(ホーム)で応援
 ※サンフレッチェ広島の選手のサインをプレゼントします。
 ※参加者の中から抽選で、選手とのウォーミングアップ見学会を実施します。

◇主催 広島広域都市圏協議会
 ◇申込み・問合せ先
 〒730・8586
 (住所不要)

広島市役所広域都市圏推進課
 広島広域都市圏協議会
 ☎082・504・2017
 FAX082・504・2029

試験

【自衛官の募集】

平成30年度自衛官候補生採用試験を実施します。

※自衛官候補生は、18歳以上27歳未満を対象に、随時受け付けています。

◇募集種目

- ①航空学生
- ②一般曹候補生

◇応募資格

- ①海 18歳以上23歳未満の人
空 18歳以上21歳未満の人
(高卒者または高専3年次修

了者・見込みも含む)

②18歳以上27歳未満の人

◇試験日程

- ①9月17日(月)
- ②9月21日(金)～23日(日)のいずれか1日を指定

◇試験受付期間

7月1日(日)～9月7日(金)

◇申込み・問合せ先

〒742・0031
 柳井市南町3・8・4
 荒田ビル2階
 防衛省自衛隊山口地方協力本部柳井地域事務所
 ☎22・8199

【税務職員の募集】

国税庁では、税務職員を募集しています。詳細は、お問い合わせください。

◇受験資格

- ①平成30年4月1日において、高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない人
- ②人事院が①に掲げる人に準ずると認める人

◇試験の程度

高校卒業程度

◇申込方法

・インターネット
 インターネット申込専用アドレス (<http://www.jint-shiken.go.jp/juken.html>)
 で申し込む
 ・郵送または持参

第1次試験地を管轄する人事院地方事務局に郵送または持参により申込書を提出

◆申込受付期間

6月18日(月)～27日(水)
 (郵送または持参の場合、6月20日(水)まで)

◆第1次試験

試験日 9月2日(日)
 ・場所
 人事院中国事務局が管轄する場所

◆試験種目

基礎能力試験・適性試験・作文試験

◆申込み・問合せ先

広島国税局総務部人事第二課
 試験研修係
 〒730・8521
 広島市中区上八丁堀6・30
 ☎082・221・9211
 または近くの税務署総務課へ

人口と世帯

(5月1日現在)



…人口…
 15,420人
 (増減-13人)
 …男…
 7,368人
 …女…
 8,052人
 …世帯…
 7,038世帯

休日・夜間納税(相談)窓口

6月・7月

滞納が続くと、納期から本税(料)納付までの経過日数に応じて延滞金が加算されます。督促手数料や延滞金を含めて完納とならない場合、滞納処分を受けることになります。

やむを得ず納期限までに納付できない事情のある人などの納付に関する相談もお受けします。

今月の納期

◇町県民税 (1期)

■休日昼間納税(相談)窓口(8:30～17:00)

6月24日(日) 7月29日(日)

■平日夜間納税(相談)窓口(~20:00)

6月29日(金) 7月31日(火)

◇納付場所 町役場1階 税務課窓口

◇対象および内容の問合せ先

町県民税・固定資産税・軽自動車税
 ……税務課 ☎52-5804
 国民健康保険税
 後期高齢者医療保険料・介護保険料
 ……健康保険課 ☎52-5809
 保育料および児童クラブ保育料
 ……町民福祉課 ☎52-5810
 町営住宅使用料および駐車場使用料
 ……建設課 ☎52-5807
 下水道受益者負担金
 ……建設課 ☎52-5817

7月のカレンダー

省略文字

- 中公：中央公民館
- 西公：西田布施公民館
- 東公：東田布施公民館
- 麻公：麻郷公民館
- 城公：城南公民館
- 里公：麻里府公民館
- いきいき：高齢者いきいき館
- 麻福：麻郷福祉会館
- 中学：田布施中学校

1 (日)	■岸信介展 7月31日まで(郷土館)	16 (月)	
2 (月)	■妊婦・育児相談 10:00～12:00(西公) 【心】	17 (火)	
3 (火)	■健康・栄養相談 10:00～11:30(いきいき)	18 (水)	■ちびっこ広場 10:00～12:00(西公) ■天体教室 20:00～22:00(東小グラウンド)
4 (水)	■こんにちは赤ちゃん教室 10:00～12:00(西公)	19 (木)	■オレンジカフェ 10:00～11:30(里公)
5 (木)		20 (金)	■健康まるごと講座 13:30～15:00(いきいき)
6 (金)		21 (土)	■パパママセミナー 9:30～11:30(西公) ■町子連ドッジボール大会 9:00～(スポーツセンター)
7 (土)	■東田布施地域懇談会 13:30～15:00(東公)	22 (日)	■詩情公園美化ボランティア 8:00～(地域交流館裏) ■魅力再発見ウォーキング 5:30～(地域交流館) ■麻里府地域懇談会 10:30～11:30(里公)
8 (日)	■魅力再発見ウォーキング 8:30～(国木公民館)	23 (月)	【困】
9 (月)	【心】	24 (火)	
10 (火)	■乳・子宮頸がん検診 13:00～14:30(西公)	25 (水)	■1歳児教室 10:00～11:30(西公) ■こころの相談 13:30～15:00(いきいき) ■乳・子宮頸がん検診 13:00～14:30(里公)
11 (水)	■乳・子宮頸がん検診 13:00～14:30(城公)	26 (木)	■乳・子宮頸がん検診 13:00～14:30(麻公) ■オレンジカフェ 10:00～11:30(いきいき)
12 (木)	■乳・子宮頸がん検診 13:00～14:30(東公) 【介】	27 (金)	
13 (金)	■マタニティーセミナー 9:30～11:00(西公) ■献血 9:30～11:30 (ピクロス田布施店)	28 (土)	
14 (土)	■明治150年記念事業講演会 13:30～(中公)	29 (日)	■魅力再発見ウォーキング 5:30～(地域交流館)
15 (日)	■山口どこでも紙芝居 10:00～11:30(郷土館)	30 (月)	【心】
		31 (火)	

休日夜間応急診療所

(柳井市中央1-5-3)

◇連絡先(診療時間内)

☎ 22-9001



【困】 困りごと相談

日時 7月23日(月)
10:00～15:00
場所 中公1階和室
問 町民福祉課
☎ 52-5811

【心】 心配ごと相談

日時 毎週月曜日
10:00～12:00
(祝日・困りごと相談日除く)
場所 町社会福祉協議会
問 ☎ 53-1103

【介】 介護よろず相談

日時 第2木曜日
10:00～11:00
場所 高齢者いきいき館
問 地域包括支援センター
☎ 53-1292



区分	診療日	診療時間
休日 昼間	日曜日・祝日	9:00～12:00
	盆(8月15日)	(受付 11:30まで)
	年末年始(12月30日～1月3日) ※夜間診療はありません。	13:00～17:00 (受付 16:30まで)
平日 夜間	月～金曜日 ※土曜日の診療はありません。	19:00～22:00 (受付 21:30まで)